

# 令和7年度調布市 国民健康保険税のお知らせ

## 1 国民健康保険について

国民健康保険制度は、病気やけがなどによってかかる医療費を、加入者が収入等に応じて負担する国民健康保険税を主な財源として運営する社会保障制度です。

財政運営の責任主体である都道府県とそれぞれの市区町村が一体となって運営することにより、制度の安定化をめざしています。

併せて、保険税率等については、都道府県から提示される「標準保険料率」等を参考にして、市区町村が税率や均等割額を決定し、賦課・徴収を行います。

### ◆お問い合わせ先

- ◇国保税の課税の内容・保険の切替  
保険年金課 資格課税係 TEL 050-1720-3706  
(電話自動音声案内。24時間受付)
- ◇納付相談・口座振替  
納税課 TEL 042-481-7214~7220
- ◆調布市ホームページ  
<https://www.city.chofu.lg.jp/>

## 2 令和7年度の改正点

### (1) 後期高齢者支援金分の課税限度額の改定

地方税法等の一部改正を踏まえ、後期高齢者支援金分の限度額を22万円から24万円に引き上げます。

### (2) 軽減判定所得の引き上げ

均等割額における軽減対象世帯の判定所得の算定基礎となる被保険者1人当たりの基準額を引き上げます。

### 5割軽減

令和6年度	43万円+(29万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
令和7年度	43万円+(30万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

### 2割軽減

令和6年度	43万円+(54万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
令和7年度	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

## 3 令和7年度国保税の算出方法について

国保税の年税額は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の合計額です。均等割額は加入者全員にかかり、所得割額は加入者の算定基礎額(※1)の合計に税率を乗じて算出します。

令和7年1月2日以降に調布市に転入された方は、前年中の所得を調布市では把握できないため、いったん均等割額のみを課税し、前住所地への所得照会後、内容に応じて課税額を変更します。なお、算定日までに照会が済んでいる方は当初から所得割額を含んだ課税額で送付しています。

このほか所得の申告が遅れてしまったことなどにより、算定日までに所得のデータが把握できなかった方は、いったん均等割額のみを課税し、後日、所得の内容に応じて課税額を変更します。

※1 算定基礎額とは、加入者の前年の所得金額から基礎控除(43万円※合計所得が2,400万円を超える場合は、所得区分により減少します)を差し引いた金額です。扶養控除・社会保険料控除・医療費控除等の所得控除を適用する前の金額です。

### (1) 令和7年度税額表

国保税の年税額は次の医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分(①+②+③)の合計です。

#### ◆医療保険分(医療費に要する費用に使用)

均等割額	+	所得割額	=	年額①
国保加入者×29,000円		算定基礎額×5.52%		(課税限度額 65万円)

#### ◆後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の支援に要する費用に使用)

均等割額	+	所得割額	=	年額②
国保加入者×10,300円		算定基礎額×1.98%		(課税限度額 24万円)

#### ◆介護保険分(40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の方、介護保険の給付に要する費用に使用)

均等割額	+	所得割額	=	年額③
国保加入者のうち、第2号被保険者数×12,000円		国保加入者のうち、第2号被保険者の算定基礎額×1.75%		(課税限度額 17万円)

### (2) 国保税算出例

令和7年4月から令和8年3月までの12か月分の計算例です。

年度中に加入・脱退があった場合は、月割での計算となります。

#### ○3人世帯の場合

Aさん 世帯主 50歳 給与所得 460万円(給与収入 630万円)-基礎控除 43万円=算定基礎額 417万円

Bさん 妻 48歳 不動産所得 50万円-基礎控除 43万円=算定基礎額 7万円

Cさん 子 21歳 所得なし

○国保税の算定基礎額 424万円

=417万円+7万円

#### ◆医療保険分(医療費に要する費用に使用)

均等割額	+	所得割額	=	年額①
3人×29,000円=87,000円		424万円×0.0552=234,048円		321,000円

#### ◆後期高齢者支援金分(後期高齢者医療制度の支援に要する費用に使用)

均等割額	+	所得割額	=	年額②
3人×10,300円=30,900円		424万円×0.0198=83,952円		114,800円

#### ◆介護保険分(40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の方、介護保険の給付に要する費用に使用)

均等割額	+	所得割額	=	年額③
2人×12,000円=24,000円		424万円×0.0175=74,200円		98,200円

それぞれの区分で、均等割額と所得割額を足した後

で100円未満の端数を切り捨てます。

令和7年度の国保税額

合計(①+②+③)

534,000円

## 4 国保税の課税対象となる所得

国保税の算定に用いる所得は「旧ただし書き所得」です。旧ただし書き所得とは次に挙げる所得の合計額から市・都民税の基礎控除額を引いたあとの額です。

#### (1) 総所得額(純損失の繰越控除後の次の所得の合計額)

事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、一時所得及び総合短期・長期譲渡所得

#### (2) 分離課税の土地建物等に係る短期・長期譲渡所得(特別控除後)

(3) 分離課税として申告した一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等

#### (4) 分離課税として申告した上場株式等に係る配当所得等

#### (5) 分離課税の先物取引に係る雑所得等及び山林所得

## 5 国保税の軽減・減免

### (1) 均等割額の軽減

世帯主や国保加入者等の所得の合計金額が軽減判定所得を下回っている場合、下記の割合で均等割額が軽減されます（ただし、分離譲渡所得は、特別控除前）。市で判定するため、本制度を受けるための申請は不要です。

軽減割合	軽減判定所得
7割軽減世帯	43万円+10万円×(給与所得者等(注1)の数-1)
5割軽減世帯	43万円+30万5千円×被保険者数(注2)+10万円×(給与所得者等(注1)の数-1)
2割軽減世帯	43万円+56万円×被保険者数(注2)+10万円×(給与所得者等(注1)の数-1)

注1 給与所得(給与収入55万円超)を有する方と公的年金等に係る所得(公的年金等の収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を有する方と、その両方を有する方

注2 同じ世帯の中で国保の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含む。

注3 65歳以上の方の公的年金に係る所得については15万円控除後に判定。

### (2) 未就学児の均等割額の軽減

国保に加入している未就学児分の均等割額を半額とする軽減措置です。(1)の均等割額の軽減がある世帯は、軽減後の均等割額が半額となります。

軽減区分	未就学児以外の均等割額(医療分+後期高齢者支援金分)	未就学児の均等割額
軽減なし	39,300円	19,650円
7割軽減	11,790円	5,895円
5割軽減	19,650円	9,825円
2割軽減	31,440円	15,720円

※1 上記の均等割額は端数処理前の額です。

※2 限度額に到達している世帯は、算定上減額にならない場合があります。

### (3) 出産被保険者の国保税の軽減

国保加入者が出産された場合、産前産後期間(下図参照)にかかる所得割額と均等割額が免除されます。

#### 【免除対象となる産前産後期間】



※限度額に到達している世帯は、算定上減額にならない場合があります。

### (4) 非自発的失業に係る軽減措置(申請が必要です)

解雇等を理由に離職した方は、申請により国保税が軽減になる場合があります。国保に加入中の方も次の要件に該当するごとに軽減対象となります。

#### ア 軽減対象者

「雇用保険受給資格者証」の「離職理由コード」が次のコードのいずれかに該当の方(「特例受給資格者証(短期雇用の方)・「高年齢受給資格者証(離職日現在で65歳以上の方)」を除く)

【11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34】

#### イ 軽減時の計算方法

軽減対象者の前年の給与所得のみを100分の30とみなして国保税額を計算します。

#### ウ 軽減対象の適用期間

離職した日(雇用保険受給資格者証記載の離職日)の翌日からその月の属する年度の翌年度末までの間に適用期間となります。

### (5) 後期高齢者医療制度への移行に伴う減免措置(申請が必要です)

均等割額	5割軽減(加入から2年を経過する月まで)
所得割額	全額免除(当面の間)

社会保険から後期高齢者医療制度へ移行する方の被扶養者で、新たに国保加入者となる65~74歳の人については、申請により国保税の減免措置を受けられる場合があります。減免内容は次のとおりです。詳しくは、納税通知書をご覧ください。

### (6) 生活保護を受給される方・火災などの災害に遭った方や病気で収入が著しく減った方など(申請が必要です)

申請により減免を受けられる場合があります。(納付期限が過ぎた分については対象外)

## 6 介護保険について

### (1) 介護保険の被保険者

40歳以上65歳未満の国保加入者の方については、介護保険料を国保税の介護保険分として賦課徴収します。

### (2) 40歳と65歳になる年度

介護保険分は、月割で計算します。40歳に到達した日の属する月から賦課され、40歳に到達した月以降に税額の変更通知書を郵送します。

また、65歳に到達する方は65歳に到達する月以降の分を除いて、賦課しています。

### (3) 国保税の介護保険分適用除外者

介護保険適用除外施設の入所者は、施設内で介護保険と同等のサービスを受給できるため、介護保険の被保険者となりません。そのため、入所期間中は、国保税のうち介護保険分の納付が不要となります。施設を入所または退所された場合は、保険年金課へ届出ください。

## 7 国保税の納め方

国保税の納め方は次の3通りがあります。

### (1) 普通徴収(口座振替または納付書払い)

原則、口座振替による納付をお願いしています。口座振替の方は、引き続き口座振替での納付をお願いします。普通徴収の場合は、1年分(4月から翌3月まで)の税額を、原則8回(7月から翌2月まで)の納期に分けて納めていただきますので、支払月と国保税の課税対象月は一致しません。

### (2) 公的年金からの特別徴収

世帯主が受給されている公的年金の1つから、年金の支払月に天引きされる納付です。

### (3) 併用徴収

令和7年度から新たに特別徴収になる方は、9月までは普通徴収で10月から特別徴収(世帯主の年金からの天引き)での納付となります。

## 8 普通徴収の納付方法

普通徴収の国保税については、口座振替をはじめ、市役所・金融機関などの窓口納付やコンビニエンスストアの納付のほか、ペイジー、地方税統一QRコード(※1)を利用したアプリやクレジットカード決済(※2)での納付など様々な方法での納付が可能です。詳しい納付方法は市のホームページや納税通知書をご覧ください。

※1 QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

※2 クレジットカードの決済手数料(本人負担)がかかります。

## 9 65歳以上の方の特別徴収(年金天引き)について

### (1) 対象となるのは、次のア~ウの全てに当てはまる方です。

ア 世帯主が国保加入者で、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までの世帯(世帯主が75歳になる年度は非該当)

イ 世帯主の介護保険料が年金天引きされている。

ウ 年額18万円以上の年金を受給しており、世帯主の介護保険料と国保税を合わせた額が年金受給額※の2分の1以下の場合

※特別徴収の徴収対象となる一種類の年金の額

### (2) 特別徴収から普通徴収(口座振替)への変更(申請が必要です)

「特別徴収変更申出書」の提出と口座振替の登録手続により、所定の要件を満たせば、特別徴収から口座振替に変更できます。一度申請をしていただくと翌年度以降も引き続き口座振替となります。

なお、令和7年度に新たに年金天引きとなる方には、「特別徴収変更申出書」を同封しています。

### (3) 国保税の還付

4月以降に社会保険加入等により年金天引きの税額が減額になった方は、税額変更が年金支払者への特別徴収依頼時までに間に合わない場合、いつたん変更前の税額で天引きされます。後日、多く特別徴収した分は、還付いたします。

## 10 令和7年度中に75歳になる方へ

令和7年度中に75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行される方は、誕生日の前月までは国保税、誕生日からは後期高齢者医療保険料をお支払いいただきます。後期高齢者医療保険料は、別途通知いたします。

なお、令和7年度中に世帯主が75歳になる場合は、特別徴収(年金からの天引き)が停止し普通徴収(口座振替または納付書払い)となります。

## 11 年度途中での国保の加入・脱退

- (1) 年度途中での加入または脱退の手続は、その事由が発生した日から 14 日以内にオンライン・郵送・窓口のいずれかで行ってください。
- (2) 国保税額は、国保に1年間加入した場合の税額を算出後、加入していない月数分を減じて算出します。月の途中の加入は加入月分を含みます。月の途中の脱退は脱退月分を含みません。
- (例)ア 国保の加入日が7月12日の場合は、7月分からが賦課の対象  
イ 国保の脱退日が1月10日の場合は、12月分までが賦課の対象
- (3) 勤務先等の健康保険の加入と脱退が同月内で行われ、その後に国保に加入した場合は、国保と健康保険の両方でその月分の賦課が生じます。

## 12 国保の脱退(やめる)手続

別の健康保険に加入した場合は、国保をやめる手続が必要です。手続は、オンライン、郵送、窓口で受け付けます。

- (1) オンラインでの手続  
国が運営する電子申請サービス(ぴったりサービス)でマイナンバーカードを使った手続ができます。詳細は下記サイトでご確認いただけます。  
※ 手続にはマイナンバーカードのほか、マイナポータルアプリがインストールされたスマートフォン(対応機種)またはパソコン(ICカードリーダライタ含む)が必要となります。



(オンラインでの「国民健康保険脱退届」へのスマホサイトリンク先)

### (2) 郵送による手続

「国民健康保険異動届(市ホームページからダウンロードできます)」に必要事項を記入し、「今までお使いの国民健康保険証や資格確認書」「新しい健康保険の加入日が分かるものの写し」とともに保険年金課へお送りください。

- (3) 保険年金課窓口での手続  
「今までお使いの国民健康保険証や資格確認書」「新しい健康保険の加入日がわかるもの」「本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)」の3点をお持ちください。

## ◎ 特定健診のお知らせ

生活習慣病の予防には、メタボの予防・早期発見が大切です。

年に一度、特定健診を受診して自身の健康管理をしましょう。

- (1) 対象者  
調布市国保に加入中で令和7年度に40~74歳になる方  
対象者には、受診券等を郵送します。  
ア 令和7年4月2日以降に国保に加入された方には受診券が送付されません。受診を希望する方は、受診券をお送りしますので、(2)の受診期間内に保険年金課 特定健診担当(Tel 050-1720-3706)までご連絡ください。  
イ 令和7年度中に75歳以上になる方には、後期高齢者医療係から受診券を郵送いたします。
- (2) 受診期間  
受診期間は誕生日によって異なります。期間内に受診してください。

誕生日	受診期間
4・5・6月生	5~8月
7・8・9月生	7~10月
10・11・12月生	9~12月
1・2・3月生	11~2月

### あなたに1つ。お薬手帳。

- ・お薬の飲み合わせによるリスクや重複投薬を防ぎます。
  - ・医療費の削減につながります。
  - ・災害時や急病時に服用歴を伝えることができます。
- ◆お薬手帳は一冊にまとめ、病院・薬局で必ず見せましょう。

## 13 よくあるご質問・ご相談

Q1 昨年度より国保税が高いです。

A1 世帯に加入者が増えた、令和5年分に比べて令和6年分の所得が増えた、旧被扶養者の均等割軽減の対象期間が終了した等の理由が考えられます。

Q2 現在収入がないので納付が困難です。

A2 所得がない方にも「均等割額」という基本料金部分をご負担いただきます。また、前年の所得をもとに税額を決定しているため、現在収入がない方もお支払が必要となります。お支払が難しい場合は分割納付等の相談も承りますので、まずは納税課までご相談ください。

Q3 個人ごとの国保税額を教えてください。

A3 内訳を納税通知書に記載しています。納税通知書の「国民健康保険税の被保険者別内訳書」の「保険税額」欄に記載がある医療分・支援分・介護分をそれぞれ合計することで、加入者ごとの税額を算出できます。  
※令和7年11月から納税通知書の様式変更を予定しているため、一部変更となる場合があります。

Q4 既に別の健康保険に加入しています。国保税を支払う必要がありますか？

A4 今回送付している令和7年度国保税は、令和7年4月以降の国保税についての通知です。そのため通知が届いた時点で国保を脱退していても、その前に加入していた月数があると課税の対象となります。例えば4月の時点で国保へ加入していた方が、5月以降に別の健康保険の資格を取得した場合、加入月である4月分の国保税を払う必要があります。  
なお、国保脱退の手続をしていない方は、早急に行ってください。

Q5 転入してから国保税が以前より高く(安く)なりました。自治体によって税率が異なりますか？

A5 国保税は自治体によって税率等が異なります。また、納付回数も自治体によって異なり、回数が少ない(多い)ことで、1期あたりの税額(支払額)が高い(安い)と感じられることがあります。

Q6 家族が国保に加入していますが、加入していない私(世帯主)宛てに通知が届きました。

A6 国保税の納税義務者は加入者ではなく、住民票の世帯主となります。世帯主が勤め先で社会保険等に加入されていても、世帯員が国保に加入している場合、納税義務者は世帯主になります(擬制世帯主)。

Q7 加入手続きをしたら、自分以外の口座が登録されている。

A7 過去に口座登録をしていた場合、登録変更・取消の届出がない限りは、その口座登録情報が引き継がれます。その口座名義人が同世帯にいなくなっても、その口座から引き落としになります。変更や取消を希望される場合は、納税課へご連絡ください。

Q8 過去に口座振替の登録をしたが、口座振替が引き継がれていない。

A8 世帯分離や合併等で世帯主変更をされた場合、以前登録していた口座情報を引き継ぐことができません。新たに口座振替の申請をしていただく必要があります。(世帯合併先に既に口座振替の登録がある場合は、その口座から引き落としになります。)

## 14 納税通知書の見方

調布市公式ホームページに掲載しています。以下の二次元コードからアクセスできます。



(「国民健康保険税の納税通知書・更正通知書」のページへリンク)

※令和8年1月から納税通知書等の様式変更を予定しているため、内容が一部変更となる場合があります。